

首都圏建設アスベスト訴訟 国の責任認める東京地裁判決



建設現場で建材に含まれたアスベストにさらされ、肺がんや中皮腫など、深刻な健康被害を受けた首都圏の建設労働者や遺族337人が国と建材メーカー42社を相手に賠償を求めた「首都圏建設アスベスト訴訟」の判決が12月5日、東京地裁で言い渡された。

本号では、判決の「骨子」及び「主文及び理由の要旨」の全文、原告団・弁護団・統一本部の「声明」を紹介する。

原告団・弁護団・統一本部の声明

2012(平成24)年12月5日
首都圏建設アスベスト訴訟原告団
首都圏建設アスベスト訴訟弁護団
首都圏建設アスベスト訴訟統一本部

- 1 本日、東京地方裁判所民事第41部（始関正光裁判長）は、首都圏建設アスベスト（東京）訴訟（原告患者数308名）において、本年5月25日の横浜地裁の不当判決を乗り越え、国の責任を認め、原告のうち170名（患者単位158名）に対し総額10億6394万円の支払いを命じる原告勝訴の判決を言い渡した。

2 本判決は、昭和1972（昭和47）年頃にはアスベストが中皮腫等の重篤な疾病を発症させる危険性があるとの知見が確立しており、労働大臣は、遅くとも1981（昭和56）年1月の時点で、防じんマスクの着用や適切な警告表示を義務付けるなど、新たな規制措置を執るべきであり、この時点において省令制定権限等が適切に行使されていれば、それ以降の建設作業労働者の健康被害拡大を相当程度防ぐことができたと判示し、その不行使は、安衛法の趣旨、目的に照らし、著しく不合理であり、国賠法1条1項の適用上違法であると認定した。

しかし、他方で本判決は、「一人親方」「零細事業主」については労働安全衛生法の保護対象に含まれないとして救済を拒否した。これは建設現場で常態化している、労働者と何ら変わらない「一人親方」「零細事業主」の実態から目をそらす不当な判断と言わざるを得ない。

また、後次的責任を理由に国の責任を3分の1に限定したことや労働者の期間に応じて、損害額を限定した点は、深刻な被害と責任構造を直視しなかったものであり、不当である。

さらに、本判決は、肺がん罹患した原告患者の損害額を、喫煙を理由に10%減額した。しかし、アスベストの危険性について特別教育も十分な情報提供もなされていなかったのであるから、喫煙を理由に損害額を減額するのは不当である。

3 また、被告メーカー間の共同不法行為の成立を認めず、各メーカーが製造販売したアスベスト建材と各原告の発症との因果関係が不明であるとして、被告メーカーの責任を免罪する不当な判断を下した。これは、原告ら建設作業従事者がアスベスト粉じんに累積的に曝露し、その結果アスベスト関連疾患に罹患した原因が、長年にわたる被告メーカーらによるアスベスト建材の製造・販売にあるといった本件の本質を見誤ったものである。また、被告メーカーらがアスベストの危険性を認識しながら、利益追求のため共同して警告表示義務をも怠ってアスベスト建材の製造・販売を継続した悪質な注意義

務違反についても免責するものであり、極めて不当な判決である。

もっとも、本判決も、アスベスト建材製造メーカー群の製造した建材に含まれるアスベストによって各原告が発病したことを明確に認めるとともに、アスベスト建材製造メーカーが警告義務を怠ったことは認めており、その意味で被告らの責任が否定されたわけではない。

4 このように本判決は、建材メーカーの共同不法行為責任を否定したものの、アスベスト被害を発生させた国の責任を厳しく断罪しており、不十分な点はあるが、全国（北海道、京都、大阪、福岡）の建設アスベスト訴訟にも大きな励ましとなるとともに、じん肺・アスベスト被害根絶の闘いにとって極めて大きな意義がある。

アスベスト関連疾患による労災認定者数は毎年1000名を超え、建設業が過半数を占めている。わが国は約1000万tのアスベストを輸入したが、そのうち70%以上が建材に使用されてきたため、今後も建設作業員のなかから重篤なアスベスト被害者が多数発生することが確実なものとして予測されている。アスベスト関連疾患は、極めて予後が悪く、原告308名（患者単位）の内死亡者の割合は全体の6割以上に及んでいる。原告らの「生命あるうちに解決を」の願いは切実であり、国及び被告メーカーらは、本判決を真摯に受け止め、本件を早期に解決するとともに、全ての建設アスベスト被害者が早期に救済されるよう、「建設アスベスト被害者補償基金」を創設すべきである。

また、国の責任が明確となった以上、石綿救済法を抜本的に改正し、公害健康被害補償法による補償と同等にするなど救済内容を充実させるとともに、「石綿対策基本法」を制定し、総合的なアスベスト対策を推進すべきである。

私達は、アスベスト被害者の完全救済とアスベスト被害の根絶のため、全国の被災者、労働者、市民と連帯して、今後も奮闘する決意である。



※判決に対しては、原告・被告双方が控訴して、東京高裁に舞台がうつされた。

首都圏建設アスベスト訴訟東京地裁判決

2012年12月5日

[注]これは判決ではありません。また、本書面中で用いる略称は、判決における「略称等一覧」に従っています。

平成24年12月5日午後3時判決言渡103号法廷
平成20年(ワ)第13069号、平成22年(ワ)第15292
号損害賠償請求事件

裁判長裁判官 始関正光、裁判官 進藤壮一郎、
裁判官 宮崎文康

原告 宮島和男ほか336名、被告国ほか42社

本判決の骨子

第1 本判決のポイント

- 1 昭和56年以降（吹付け工との関係では、昭和49年以降）、労働者として屋内での建築作業に従事し、石綿粉じんに曝露して石綿肺、肺がん、中皮腫等の石綿関連疾患に罹患した者（相続人を含む。総数170名）に対し、被告国の労働関係法規に基づく規制権限の不行使に基づく責任を肯定。

被告国の責任が事業者等の責任に対する後次的なものであることや、各人の労働者期間、喫煙歴等を考慮し、被告国に対するこれらの原告らの請求を、総額約10億6394万円（遅延損害金を除く。）の限度で認容。各原告についての認容額等の詳細は別紙「認容額一覧表」〔省略〕のとおり。

- 2 屋外作業にしか従事していない者や、昭和56年以前しか建築作業に従事していない者、安衛法が対象とする労働者ではなく一人親方や零細事業主として作業に従事していた者等との関係では、被告国の規制権限不行使の責任は認められないとして、被告国に対するこれらの原告らの請求を棄却。

- 3 石綿含有建材の製造販売企業らに共同不法行為は成立しないとして、被告企業らに対する原告らの請求を全て棄却。

第2 当裁判所の判断の骨子

1 医学的知見の集積状況

石綿肺の危険性については、昭和33年3月頃に、具体的な規制措置を講じることができる程度に、石綿粉じん曝露による石綿肺罹患の医学的知見が確立された。

また、昭和47年、ILO及びIARCによって、全ての種類の石綿は、いずれも肺がん及び中皮腫を惹起する危険性を有することなどが明らかにされ、クリソタイルを含む全種類の石綿による肺がん及び中皮腫の危険性についての医学的知見が確立した。

2 建築現場における石綿粉じんの曝露実態

建築現場においては、石綿吹付け作業、石綿等の切断、穿孔、研み等の作業など、石綿粉じんの曝露量が多い作業に従事する者が石綿粉じんに直接的に曝露したほか、当該作業が行われている場所の近辺で作業していた者も、当該石綿粉じんに間接的に曝露していた。こうした危険は、昭和40年代及び昭和50年代が非常に高く、昭和60年代以降もなお高かった。

3 被告国の責任

- (1) 我が国における石綿粉じん防止対策は、石綿の発散の抑制のために、代替化、湿潤化、局所排気装置といった措置が中心的に講じられ、これらを補完するものとして、防じんマスクの着用が補完的措置として位置付けられてきた。しかし、こうした被告国による石綿粉じん曝露防止の規制措置は、全体として、建築作業に従事する労働者の石綿粉じん曝露防止のためには実効性を欠き、不十分なものであった。

- (2) 被告国は、昭和49年1月の時点では、石綿吹付けの危険性を踏まえた規制を行うことが可能な状態になっていたにもかかわらず、同月の時点において、特化則を速やかに改正して、吹付け工に防じんマスクを着用させることを事業主に対して義務付けなかったこと等によれば、原告らのうち、吹付け工との関係で著しく不合理であり、違法である。
- (3) 被告国は、昭和54年の時点では、建築現場における切断等の作業について、石綿粉じん曝露による健康障害の危険性を容易に認識し得たから、遅くとも昭和56年1月の時点では、切断等の作業を行う労働者に防じんマスクを着用させることを事業者に対して特化則により罰則をもって課し、さらに、石綿含有建材へ警告表示や建築現場での警告の掲示の内容として、石綿粉じんが肺がんや中皮腫などの重篤な疾患を生じさせるものである旨を明示した上、必ず防じんマスクを着用するよう明示することを義務付けること等の規制を行うべき義務を負っていた。被告国がこれを怠ったことは、著しく不合理であり、違法である。
- (4) 屋外作業にしか従事していない者や、昭和55年以前しか建築作業に従事していない者との関係では、被告国は、建築現場における石綿粉じん曝露の危険性を容易に認識することができたといえず、責任を負わない。また、原告らのうち零細事業主や一人親方であった者は、労働安全衛生法57条における労働者に該当しないから、これらの者に対して被告国は責任を早わない。
- (5) なお、労働関係法規に基づく石綿含有建材の全面禁止に関する規制権限不行使の違法や、建基法に基づく規制権限不行使の違法は、いずれも認められない。

4 被告企業らの責任

- (1) 原告等の職種は様々であり、従事した建築現場や用いられた石綿含有建材も同様に多種多様であった。そして、原告らが共同行為者であると主張する国交省データベースに掲載されている石綿含有建材の製造販売企業が製造販売した石綿含有建材のうちに、原告等が当該建

材に由来する石綿粉じん曝露した可能性がないか又はその可能性は極めて低いものが存在する。そうすると、被告企業らが、適切な警告表示を怠ったまま石綿含有建材を製造、販売した行為があるとしても、当該行為の中には、現実には、原告等に対し石綿粉じん曝露の危険性を及ぼし得なかったものが含まれているといわざるを得ないから、被告企業らに民法719条1項が定める全部責任を正当化するに足りだけの法的な結びつきがあったとは認めるに足りず、被告企業らが同項前段に基づく共同不法行為責任を負うということとはできないし、同項後段を適用又は類推適用することによって、被告企業らに連帯賠償義務を認めることもできない。

- (2) 石綿含有建材からの石綿粉じん曝露したことによって石綿関連疾患に罹患した我が国全体の建築作業従事者との関係でいえば、被告企業らを含む石綿含有建材の製造販売企業が製造販売した石綿含有建材は、その石綿含有量や、当該石綿の飛散可能性の程度に応じ、上記建築作業従事者が罹患した石綿関連疾患のいずれかに、一定程度の寄与をしていることは否定し難いところであり、このような石綿含有建材の製造販売企業が、被害者である建築作業従事者に対して何らの責任を負わなくてもよいのかという点については疑問があるといわざるを得ないが、石綿関連疾患に罹患した我が国全体の建築作業従事者との関係で、石綿含有建材の製造販売企業が、ゼネコンなどの元方事業者などと共に、一定の責任を負うべきではないかという問題は、民法を離れた立法政策の問題である。当該建築作業従事者が受けた被害の深刻さや、本来は副次的責任を負うにすぎない被告国のみが、血税をもって被害の一部を填補することの相当性を踏まえ、立法府及び関係当局における真剣な検討を望む。

5 損害

- (1) 原告等に概ね共通する被害の実態などを踏まえ、原告等について、じん肺法が定める管理区分に応じて基準慰謝料額を定めることとし、①管理2で合併症あり・1300万円、②管理3で合

併症あり・1800万円、③管理4、肺がん、中皮腫又はびまん性胸膜肥厚・2200万円、④石綿関連疾患による死亡・2500万円とする。

(2) 被告国の規制権限不行使の責任は、事業者等の責任に対して後次的なものにとどまるから、被告国が損害賠償義務を負う損害の範囲は、それぞれの損害の3分の1とする。

(3) 肺がん、石綿肺又はびまん性胸膜肥厚に罹患した原告等で、被告国の責任期間に10年(びまん性胸膜肥厚については、3年)以上労働者として石綿粉じん曝露作業に従事したと認められない者については、被告国が当該原告等との関係で責任を負わない期間における石綿粉じん曝露も、一定の限度でこれらの疾患の発生に寄与しているとみるべきであるから、労働者としての従事期間が10年に満たない期間について、1年ごとに1割(びまん性胸膜肥厚については、3分の1)ずつ慰謝料を減額する。被告国の責任期間内に1年以上労働者として石綿粉じん曝露作業に従事したとは認められない者については、被告国の規制権限不行使と損害との間の因果関係がないから、被告国の責任は否定される。

(4) 喫煙歴のある肺がん患者である原告等については、民法722条2項の類推適用により、損害額の1割を減額する。なお、原告等が自ら呼吸用保護具を着用していなかったことを理由とする損害額の減額はしない。

(5) 弁護士費用として、上記(4)までにより得られた認容額に1割を加算する。

主文及び理由の要旨

第1 主文

1 被告国は、別紙「認容額等一覧表」の「原告名」欄記載の各原告に対し、各原告に係る同一一覧表の「認容額」欄記載の金額及びこれに対する同一一覧表の「遅延損害金起算日」欄記載の各日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 同一一覧表記載の各原告の被告国に対するその余の請求及び別紙「棄却原告一覧表」〔省略〕記載の各原告の被告国に対する各請求並びに原告らの被告企業らに対する請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用の負担(略)

4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

第2 事業の要旨

本件は、原告らが、自ら又はその被相続人が建築作業に従事し、石綿(アスベスト)粉じん曝露したことにより、石綿肺、肺がん、中皮腫等の石綿関連疾患に罹患したところ、被告国は、石綿が有する生命・身体への危険性にかんがみれば、石綿含有建材の製造販売を禁止するか、少なくとも、建築作業従事者の石綿粉じん曝露を防止するために、建築作業従事者を使用する事業者に対し、建築現場において、集じん機付き電動工具や送気マスク等の使用の義務付け、石綿含有建材の製造販売企業に対する石綿のがん原性や中皮腫への罹患可能性等の当該製品への警告表示の義務付けなど、安衛法等の法令に基づく規制権限を適時適切に行使すべきであったのに、これを怠り、また、建基法等の法令に基づいて、既に行った石綿含有建材の指定・認定の取消等をせず、新たな指定・認定をしたことも違法であるなどと主張して、被告国に対し、国賠法1条1項に基づき、総額約120億円(原告ら又はその被相続人1名当たり3850万円)及び遅延損害金の損害賠償を求めるとともに、被告企業らは、石綿含有建材の製造及び販売を中止する義務及び建築作業従事者に対して石綿が含有されている事実や石綿の危険性等を警告する義務を負っていたにもかかわらず、これを怠ったと主張し、民法719条1項前段若しくは後段又は製造物責任法3条に基づき、被告国と連帯して、上記と同額の損害賠償を求める事案である。

被告国は、平成15年にその含有する石綿の重量が当該製品の重量の1%を超える石綿含有建材の製造を禁止し、平成18年にその含有する石

綿の重量が当該製品の重量の0.1%を超える石綿含有建材の製造を禁止したが、それまでは、基本的には石綿含有建材の使用を前提として、石綿等の切断等の作業における湿潤化義務などの石綿粉じん曝露を防止するための規制を行ってきたものであるところ、本件の主要な争点は、被告国の安衛法等の法令に基づく規制権限不行使の違法性、建基法に基づく規制権限不行使の違法性、被告企業らの民法719条1項に基づく責任の有無であり、それらの中で、石綿の危険性に関する医学的知見の集積状況、建築現場における石綿粉じん曝露実態、被告国が講じてきた石綿粉じん曝露防止策の合理性、被告国の石綿含有建材の製造禁止義務違反の有無、被告企業らの警告義務及び石綿不使用義務違反等の有無、民法719条1項前段及び後段に基づく責任の成立要件などが争われている。

第3 当裁判所の判断の要旨

1 医学的知見の集積状況

- (1) 本件では、昭和35年当時又はそれ以降現在までの時点における規制権限不行使についての国賠法上の違法性の有無が問題となるところ、特定の要因と特定の疾病発生との間の因果関係についての医学的知見は、被告国が規制措置を講じる必要性をどの程度認識することができたかに影響を及ぼす事実であるといえることができる。
- (2) 石綿肺の危険性については、昭和32年度の労働衛生試験研究が報告された昭和33年3月頃に、具体的な規制措置を講じることができる程度に、石綿粉じん曝露による石綿肺罹患の医学的知見が確立された。
- (3) 肺がん及び中皮腫の危険性については、昭和47年、ILO及びIARCによって、全ての種類の石綿は、いずれも肺がん及び中皮腫を惹起する危険性を有することなどが明らかにされたことをもって、クソソタイルを含む全種類の石綿による肺がん及び中皮腫の危険性についての医学的知見が確立したとみるのが相当である。

2 建築現場における石綿粉じんの曝露実態

現在においては、建築作業は、全体として、石綿粉じんの中濃度以上の曝露が起り得る作業として位置付けられており、その中でも、石綿吹付け作業、石綿等の切断、穿孔、研ま等の作業、石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の破碎、解体等の作業、粉状の石綿等を容器に入れ、又は容器から取り出す作業、粉状の石綿等を混合する作業、清掃作業については、いずれも石綿粉じんの曝露量が多い作業であることが明らかになっているといえるから、当該作業に従事する者が石綿粉じんに直接的に曝露したほか、当該作業が行われている場所の近辺で作業していた者も、当該石綿粉じんに間接的に曝露していたものと認めるのが相当である。

これを年代別にみると、昭和40年代は、石綿粉じん曝露の危険性が最も高かった時期であるといえることができ、昭和50年代においては、石綿含有保温材、石綿含有成形板からの石綿粉じん曝露の危険性は、昭和40年代よりもむしろ増加していたと認められ、建築作業従事者に対する石綿曝露の危険性は、昭和40年代と同様に、非常に高かったものといえることができ、昭和60年代以降は、新築現場においては、従前と比較すれば石綿粉じん曝露の危険性は低下していったものの、石綿含有建材の改修・解体作業における石綿粉じんばく露の危険性があるなど、石綿粉じんばく露の危険性はなお高かったといえることができる。

3 被告国の責任

- (1) 労働関係法規に基づく規制権限不行使の違法性

ア 被告国が講じてきた石綿粉じん曝露防止策の建築現場における合理性

我が国における石綿粉じん防止対策は、代替化、湿潤化、局所排気装置といった石綿の発散の抑制のための措置が中心とされ、これらを補完するものとして、防じんマスクの着用が補完的措置として位置付けられてきた。

しかしながら、昭和50年改正特化則において、石綿含有建材の代替化の努力義務が課せられた後も、最も危険とされるクロシドライトでさ

え、昭和62年までは使用が中止されず、アモサイトについては平成5年まで、その他の石綿含有建材については、一部を除いて、それ以降も代替化が進まず、被告国の平成15年及び平成18年の石綿含有建材の製造等の一部禁止措置が講じられるまでは、石綿含有建材が製造販売され続けたものであるから、上記改正によって、石綿含有建材の代替化が建築現場における石綿粉じん曝露防止措置としての実効性を有する程度に進められたということとはできない。また、被告国は、同改正で石綿の代替化の努力義務が課せられたからといって、石綿含有建材の使用量が建築作業従事者の石綿関連疾患発症のおそれがなくなるほど減少することはないということを容易に認識することができたから、被告国には、石綿を使用することを前提とした徹底した管理使用の方策を講じる義務があったというべきである。

また、建築現場においては、石綿工場などと異なり、局所排気装置に石綿粉じん曝露防止措置としての実効性が全くなかったことは明らかであるし、湿潤化措置は、新築工事や改修工事においては、建築材料の汚損や感電といった、湿潤化措置の実施を困難とする要因があったため、これを実施する現実的可能性があったということができず、解体工事においても、その現実的可能性があったのは内装を除去した後の解体工事にとどまっていた上、当該解体工事においても、湿潤化措置だけで、石綿粉じん曝露防止策として十分であったとは認め難いというべきであるから、建築現場における石綿粉じん曝露防止の規制措置としては、防じんマスクに関する規制措置が唯一現実的にとりえるものであったということができる。

ところが、建築現場においては、ほとんどの建築作業従事者が防じんマスクを着用していなかったばかりか、そもそも、防じんマスクの備付けすらされていなかったと認められるところ、防じんマスクには、通気抵抗により息苦しくなることや、防じんマスクを付けた状態では、釘やビスを口にくわえながら作業をすることができず、作業

効率が落ちることなどの問題点があり、これに加え、取り扱う建材の危険性に対する不知が、建築現場において事業者が労働者に防じんマスクの着用を命じ、また、労働者が自主的に防じんマスクを着用することの妨げになっていたということができ、さらに、安衛則ないし特化則における防じんマスクの備付け義務を履行すべき末端の下請事業者が、元方事業者ないし上位の下請事業者が調達した建材に石綿が含有されていることを知らなかったために、その義務を履行することができなかった場合もあったものと推認することができる。にもかかわらず、平成7年に特化則が改正されるまでの間は、防じんマスクに関して事業者に対して課せられた義務は、防じんマスクの備付け義務にとどまり、労働者についても、石綿含有量が重量比で5%以上の石綿含有建材の吹付け作業に従事するものを除いて、事業者から着用を命じられた場合に限って、防じんマスクの着用が義務付けられていたにとどまっており、このような被告国の規制内容は、不十分なものであったというほかない。

また、昭和50年の安衛法改正によって、石綿含有建材への警告表示義務が課せられたが、そもそも建築作業従事者らは、建築現場における、石綿粉じん曝露による健康障害の危険性についての認識を有していなかったと認められるところ、被告国が通達で示した警告表示の内容は、建築現場における石綿粉じん曝露防止措置としては、「人体に及ぼす作用」及び「取扱い上の注意」に関する各表示内容が不十分であったのみならず、表示の方法としても警告表示の内容が石綿含有建材を取り扱う労働者及びこれを雇用して当該取扱い作業に従事させる末端事業者まで伝わりづらかったことがあいまって、全体として建築作業に従事する労働者の石綿粉じん曝露防止のためには実効性を欠くものであったというほかない。

これらに加え、石綿を取り扱う建築現場における警告の掲示、石綿取扱いに関する安全衛生教育並びに立入禁止措置、労働基準監督署による監督についても、いずれも不十分なものと

いわざるを得ないものであり、これらがあいまった結果、建築作業従事者は、防じんマスクの着用をしないまま作業に従事する常態であったということが出来るから、建築現場において講じられてきた規制措置は、建築現場において生じる石綿粉じん曝露策としては不十分なものであったといわざるを得ない。

被告国は、昭和63年及び平成4年には、建築現場における局所排気装置や除じん装置付き電動丸鋸の使用を励行する内容等を含む通達を発出したが、被告国が申請した専門家証人でさえ、その実効性を否定する旨の証言をしていることなどからすれば、これらが石綿粉じん曝露防止のための工学的検討を適切に経た上で発出されたものか疑わしい面があるといわざるを得ない。また、被告国は、平成7年には安衛令等を改正して一定の作業について防じんマスクの着用を義務付けたが、建築現場における防じんマスクの着用及び備付け状況並びに建築作業従事者の石綿粉じんの危険性に対する認識状況に照らすと、建築作業従事者のみならず事業者までも、建築現場において取り扱われている建材に石綿が含有されていることや石綿の危険性についての具体的な認識が希薄であったため、上記改正後においても、建築現場において防じんマスクなどを着用しないまま作業を行う状況には抜本的な変化は見られなかったというべきである。そして、その後、平成15年改正安衛令によって、一部の石綿含有建材について、製造が禁止されるまでは、建築現場における石綿粉じん曝露防止策が不十分な状態が継続していたというべきである。

イ 被告国の規制権限不行使の違法性・昭和40年代

昭和40年までは、建築現場については、偶発的な曝露が起り得るといった程度としか認識されていなかったというべきであるから、被告国が、建築現場における石綿粉じん曝露による健康障害の危険性を容易に認識し得たとみることはいふまでもない。

一方、昭和45年の新聞記事において、吹付

け工が石綿肺と診断されて死亡した旨報道されたことや、昭和46年発表の瀬良論文において、建築関係等で石綿吹付け作業者に石綿肺を認め、吹付け作業については強力な予防指導を要するものと思われること等が記述されたこと、建設省が昭和48年に、官庁営繕工事における内部仕上げについて石綿吹付け材の使用を禁止したことなどに照らすと、被告国は、昭和49年1月の時点では、石綿吹付けの危険性を踏まえた規制を行うことが可能な状態になっていたといふことができる。にもかかわらず、被告国が、同月の時点において、特化則を速やかに改正して、吹付け工に防じんマスクを着用させることを事業主に対して義務付けなかったこと、昭和50年の特化則改正に際し、5%以下の石綿吹付け作業時も含めて、送気マスクの着用を義務付けるべき規制措置を講じなかったことは、いずれも吹付け工との関係で著しく不合理であったといわざるを得ない。

他方、その当時において、吹付け工以外の建築作業従事者に石綿関連疾患が発症することを示すような石綿関連疾患の報告や専門家による論文等は見当たらない上、主に海外において実施された医学的研究は、いずれも、建築現場ではなく、主として工場や鉱山ないしこれらの周辺地域又はこれらの石綿労働者の家庭内における石綿粉じん曝露について行われてきたものであることなどに照らすと、昭和40年代の時点で被告国が吹付け工以外の建築作業従事者への危険性をも容易に予見することができたとは認められないから、これらの建築作業従事者との関係では、被告国の規制権限不行使の違法性は認められない。

ウ 被告国の規制権限不行使の違法性・昭和50年以降

(ア) 建築現場における石綿粉じん曝露の危険性及びその認識可能性

クリソタイルを含めたあらゆる種類の石綿の曝露と肺がんないし中皮腫との因果関係に関する医学的知見が昭和47年の時点で確立されたといふことや、昭和50年代以降及び昭和60

年代以降の建築作業従事者の石綿粉じん曝露の危険性の高さは上記のとおりである。

これに加え、昭和53年報告書によって、石綿を取り扱う作業別での各国における石綿粉じん曝露濃度測定結果が伝えられ、その中には、英国における解体、切断、石綿セメントの混練等、様々な種類の建築現場における作業や、我が国の石綿スレート工場における電動丸鋸による石綿板切断作業なども含まれ、一時的なものではあるが高濃度の測定結果が記載されているところ、建築現場における石綿含有製品切断作業と石綿スレート工場とは作業時間が異なるものの、電動丸鋸による切断作業という点では異ならないこと、躯体ができあがった後の建物は、周囲を養生シートで覆われていることから、屋内に近い状態となり、更に、外壁ないしその下地が張られ、扉や窓ガラスが取り付けられた後には屋内と同様の状態になることから、その内部での石綿含有建材の切断等の作業における石綿粉じんの発生状況は石綿スレート工場におけるのと同様ないと推認されることからすれば、建築現場における石綿含有製品切断等の作業についても、一時的であっても高濃度の石綿粉じんが発生することが容易に推測できたといえる。また、同報告書は、「各データはごく最近においても国内外の各方面の産業分野で相当の石綿ばく露が見られていることを示すものといつてよいであろう。」と総括していることからすれば、同報告書を作成した専門家らは、上記各数値を、相当の石綿曝露があることを示す数値として理解していたということができ、そのことが同報告書によって被告国に報告されていたといえることができる。

さらに、昭和54年AIA勧告が、石綿セメント製品について適切な防止設備もなく、高速切断その他の研磨作業を実施すると石綿粉じんがかなりの数で大気中に放出されるとし、「勧告を適用する諸作業」として、昭和53年報告書に挙げられているのと同様の作業に加え、クリーニングも挙げた上で、研磨工具や高速工具を使用する必要がある場合には、これらの工具には、アス

ベスト粉じん除去装置を付けなければならないこと、真空クリーニング装置を用いることなどを挙げ、さらに、建設現場作業においては、石綿含有建材について、手作業や、野外での低速工具の短時間使用あるいは間欠的使用の場合を除き、アスベスト切断粉じんが絶対ないようにしなければならないことなどを挙げ、「適切な装置」として、アスベスト粉じん除去装置、真空クリーナー、専用工具類、作業員保護用具を挙げていることなどからすれば、石綿業界の国際組織であるAIAも、昭和54年の時点において、石綿含有建材の高速での切断、研磨等によって許容濃度を超える石綿粉じんが発生することを公にし、適切なクリーニングを含む防じん措置の必要性を明らかにしていたといえることができる。

これらのことに加え、当時においては、既に肺がん、中皮腫ともに石綿曝露開始から発症までの潜伏期間が長いことが指摘されていたのであるから、上記の測定値及び勧告内容を踏まえれば、被告国としては、昭和40年代以降の建築現場において大量に石綿粉じんに曝露したことによる石綿関連疾患罹患者が今後発生・増大することを容易に予見することができたといえるべきである。

以上によれば、昭和54年の時点では、被告国は、建築現場における①切断、穿孔、研磨作業、②石綿等を塗布し、注入し、又は貼り付けた物の解体等の作業、③粉状の石綿等を容器に入れ、又は容器から取り出す作業、④粉状の石綿等を混合する作業、⑤清掃作業について、石綿粉じん曝露による健康障害の危険性を容易に認識し得たと認めるのが相当である。

他方、被告国は、他の者が行った作業によって発生した石綿粉じんに曝露することによる健康障害の危険性については、平成4年までは容易に認識することができたとはいえない。

また、屋外作業については、客観的な石綿粉じん濃度の高さを示すような研究結果等がなく、そのような状態において、長期の潜伏期間を経た後、石綿関連疾患に罹患する相当程度の蓋然性があると判断することは困難であったと

いうべきであるから、被告国は、建築現場の屋外作業における石綿粉じん曝露による健康障害の危険性について、容易に認識することができたということとはできない。

(イ) 規制権限不行使の違法性

① 安衛法は、被告国が労働災害防止のための最低基準を策定し、事業者がその遵守及び労働者の安全と健康を確保するための更なる措置を講じる義務を負い、労働者が当該措置に協力する努力義務等を負い、これらの者が、それぞれの責務を果たすことにより労働災害を防止することができるという考え方に立脚しており、建築現場における労働者の危害防止及び安全衛生の確保に関する責任は、一次的には事業者が負うものであり、被告国の責任は、二次的なものとどまるというべきであること、②後記説示のとおり、石綿含有建材の製造販売企業らは、被告国の規制如何にかかわらず、石綿含有建材の販売者としての地位に基づき、自らが販売する石綿含有建材に石綿が含まれていることや、石綿ががんや中皮腫等を発症させる危険性を有することを具体的に認識させるべき注意義務を負っていたことに照らすと、事業者によって、被告国の定めた基準が遵守された上で更なる措置も講じられ、労働者による協力も果たされ、加えて、石綿含有建材の製造販売企業らなどによって上記の注意義務が尽くされることで、建築現場における石綿粉じん曝露防止策が総合的に講じられている限りにおいては、被告国の規制権限行使の必要性はないものといえることができる。

しかしながら、そのような石綿粉じん曝露防止策が、事業者や石綿含有建材の製造販売企業によって現実に講じられることがなかったことは明らかであるところ、実際の建設工事が複雑な下請関係のもとで中小零細企業によって行われる場合が多いという我が国特有の事情から、建築現場においては労働災害の多発等の問題が多く見られ、そのような建設労働の実情に鑑み、昭和51年に建設雇用改善法が施行されたが、同法の施行後においても、雇用の改善

は、一次下請企業のレベルだけにとどまるといった問題が指摘されていたことなどからすれば、建築作業従事者の労働安全衛生の確保が、建築現場における元方事業者や労働者の直接の使用者によって自主的に講じられるとは期待し難かったといえる。また、石綿含有建材の製造販売企業の業界においては、昭和50年改定特化則において講じられた規制さえも、業界の予想をはるかに上回る厳しい規制であると受け止められており、被告企業らが、被告国の規制を上回る内容の石綿粉じん曝露防止策を自主的に講じるともまた期待し難い状況にあったといえる。そうすると、建築現場における建築作業従事者の石綿粉じん曝露を防止するためには、被告国による規制権限の行使の必要性が特に高かったというべきであり、被告国が規制権限を行使しなければ、原告等の石綿粉じん曝露は避けられない状況であったというべきである。

ところが、建築現場において講じられてきた規制措置は、石綿粉じん曝露防止のために現実的かつ効果的なものであったといえることができず、建築現場において生じる石綿粉じん曝露対策として不十分なものであったといわざるを得ないことは、上記のとおりであるところ、そもそも、建築現場においては、工場や鉱山のように局所排気装置を設置することはもちろん、湿潤化措置をとることも、内装を除去した後の解体工事を除いてそもそも事実上不可能なのであるし、当該解体工事においても、湿潤化措置だけで石綿粉じん曝露防止策として十分であったとは認め難いのであるから、工場や鉱山と同じ枠組みの規制によって建築現場における粉じん曝露を防止しようとする自体に無理があったといえるべきである。そして、建築現場における石綿粉じん曝露を防止するためには、建築現場における作業のうち、上記のとおり、既に相当の石綿粉じん発散作業であると容易に認識可能であった①切断、穿孔、研磨作業、②石綿等を塗布し、注入し、又は貼り付けた物の解体等の作業、③粉状の石綿等を混合する作業、④粉状の石綿等を容器に入れ、又は容器から取り出す作業、⑤清

掃作業から生じる粉じんへの曝露防止策を講じる必要があったというべきであり、具体的な防止策としては、まず、事業者に対して、少なくとも、これらの作業を労働者に行わせる際には、呼吸用保護具を着用させなければならないという直接的な義務を特化則により罰則をもって課し、さらに、労働者による防じんマスクの着用を実効的なものとするべく、石綿含有建材への警告表示や建築現場での警告の掲示の内容として、石綿粉じんが肺がんや中皮腫などの重篤な疾患を生じさせるものである旨を明示した上、これらの作業を行う際には必ず防じんマスクを着用するよう明示することを義務付けることや、安全衛生教育の内容として、石綿粉じん曝露による肺がんや中皮腫の危険性を盛り込むこと等が考えられ、これらの措置を併せて講じていれば、建築作業従事者の石綿粉じん曝露及びそれによる石綿関連疾患への罹患を相当程度防止することができたと考えられる。

そして、本件で講じるべき規制措置は、上記のとおり、事業者に対して、労働者が石綿含有建材の切断等の石綿粉じんを発散させる作業するには防じんマスクを着用させなければならない義務を罰則をもって課すこと、労働者による防じんマスクの着用を実効的なものとするべく、警告表示の内容として、石綿粉じんが肺がんや中皮腫などの重篤な疾患を生じさせるものである旨を明示した上、石綿粉じんを発散させる作業を行う際には必ず防じんマスクを着用するよう明示することを義務付けること等であり、これらの措置は省令改正を要するものであるから、これを講じるのに、一定の期間を要するものではあるが、これらの措置は既にされていた規制を厳格化するものであるから、従前規制が行われていなかった領域に新たに規制を課したり、新たな技術や考え方を導入するような規制と比較すると、その検討に要する期間はさほど長期にはわたらないと考えられる一方、昭和54年の時点で、昭和40年代以降の建築現場において石綿粉じんに曝露したことによる石綿関連疾患罹患者が今後発生・増大することは容易に予見する

ことができたのであるから、上記の規制権限の行使が喫緊に必要な状況であったといえることができる。

そうすると、被告国としては、遅くとも昭和56年1月の時点では上記の規制を行うべき義務を負っていたというべきであって、被告国がこれを怠ったことは、著しく不合理であり、違法であるといえる。

エ 石綿含有建材の製造禁止について

原告らは、労働関係法規に基づく石綿含有建材の全面禁止に関する規制権限不行使の違法をも主張するが、まず、被告国が建築現場における石綿粉じん曝露による健康障害の危険性を容易に認識することができたのは昭和54年の時点であることから、それ以前の時点において石綿含有建材の製造禁止措置をとるべきということとはできない。

また、我が国では、伝統的に木造の建築物で構成され、市街地大火や風水害が多発してきたため、災害に強く、安全で快適な都市・居住空間を国民に提供することが求められ、安価で大量生産ができ、施工性がよい石綿含有建材は、防火・耐火性を確保しながら都市の高層化を図り、大量の住宅を供給するために必要な建築材料であったもので、市街地の高層化、不燃構造化、大量の住宅供給に大きく貢献してきたものであり、他方、石綿含有建材については、平成の年代に入ってもなお、無石綿化はなお今後の問題としてその技術的基盤が模索されていたのであるから、性能はもとより、価格面も含め、上記のような多面的な利点を有する石綿に現実的に代替しうる多種多様な建材製品が存在したということとはできない。

これらに照らすと、適切な管理使用を行うことで石綿関連疾患への罹患を予防することが可能である限り、社会的又は世界的に石綿の製造を禁止すべきとのコンセンサスが形成されるまでは、石綿の製造禁止にまでは踏み切らなかったとしてもやむを得ないというべきである。そして、昭和55年の時点において石綿含有建材の製造及び販売を禁止すべきであるとの考え方は、

国際的にも採られておらず、むしろ、曝露限界等に関する規制の下で石綿の使用が許されていたこと、建築作業従事者の中に石綿関連疾患の罹患者が大量に存在する事態が生じたのは、石綿の管理使用それ自体が不可能であったためではなく、被告国の行っていた規制措置が著しく不合理であったためであって、防じんマスクの直接的な義務付け等の適切な管理使用を行っていれば、相当程度被害の拡大を防ぐことができたということができるところからすると、被告国が昭和55年の時点において直ちに石綿含有建材の製造禁止措置をとらなかったことが著しく不合理ということとはできない。

その後の状況について検討すると、昭和61年の石綿条約においては、クロシドライト以外の種類の石綿及び石綿吹付け作業以外の作業については、使用を前提とした石綿粉じん曝露防止措置をとることとされており、また、クロシドライトの代替物を用いることが可能でない場合における例外も定められていることからすれば、代替物の使用可能性というのは、クロシドライトを除く石綿についても、製造禁止を課すか否かを判断する上での重要な要素であったというべきであるところ、我が国においては、平成元年の時点に至っても、石綿の多面的な性能に比肩する性能を有する建材はなお開発されるに至っていなかったと認められる。また、WHOによる平成元年の職業曝露限界においては、クリソタイルに関しては、起こり得る石綿関連疾患のリスクが非常に小さい管理レベルを達成することが可能であることが報告されるなどして、禁止措置をとるべきとの勧告はされなかったことに照らすと、平成元年の時点においても、国際的にも、クリソタイルについては管理使用が可能であるとの考えが主流であったと認められる。そして、昭和62年にはクロシドライトの使用が自主的に中止されたから、同年以降において製造禁止が問題となるのは、クロシドライト以外の石綿に限られるところ、石綿条約も職業曝露限界も、これらの石綿について製造禁止を要求するものでないばかりか、適切な管理を行えば使用することが可能で

あるとの考え方に立っていたというべきである。

また、石綿代替製品の安全性に関する知見について見ると、石綿の発がん性の医学的知見が確立した当時はもとより、その後、平成15年の時点に至っても、石綿代替繊維の安全性は十分に確認することができない状況であったということができ、石綿自体にがん原性等の危険性が認められる一方で、石綿代替繊維にもがん原性等の危険性が疑われ、更なる調査研究を要していた状況下で、石綿の製造禁止を決断して石綿代替繊維へシフトするか、石綿を使用することを前提に、管理使用のための適切な規制措置を講じていくかは、高度の専門的裁量に委ねられる領域であるというべきであるところ、石綿の代替化が、石綿肺、肺がん等の発症を防止するための方策であることからすると、石綿代替繊維にもじん肺や肺がん発症の危険性がある以上、被告国が石綿の代替化を強力に推進することに踏み切れなかったことには、やむを得ない面があるというほかない。

さらに、昭和45年改正建基法以来、平成10年に改正されるまで、「不燃材料」の定義規定である建基法2条9号の文言自体に石綿スレートが含まれていた上、いわゆる学校パニックを契機として平成4年に提出された石綿規制法案は廃案になり、再提出も見送られるなどしたことからすれば、我が国においては、平成に入ってから、石綿の使用を禁止すべきとするような社会的基盤は存在していなかったと推認される。

しかも、アメリカにおいては石綿が全面的に禁止されているわけではなく、また、ヨーロッパ諸国において禁止された時期も、ドイツを除く先進諸国が2000年代であることと比較すれば、我が国が、平成15年にその含有する石綿の重量が当該製品の重量の1%を超える石綿含有建材の製造を禁止し、平成18年にその含有する石綿の重量が当該製品の重量の0.1%を超える石綿含有建材の製造を禁止したという措置をとったことが、諸外国と比較して特に大きく遅れを取ったものとまでいうことはできない。

以上の諸点に照らすと、被告国が石綿含有

建材の製造禁止措置を講じた平成15年ないし平成18年よりも前の時点において、被告国が石綿含有製品の製造等禁止措置を講じなかったことを著しく不合理であるとはいえない。

(2) 安衛法55条及び57条の保護範囲

安衛法57条における「労働者」とは、労基法9条における「労働者」と同じく、職業の種類を問わず、事業又は事業所に使用され、賃金を支払われる者をいうものであって、このような意味における「労働者」に該当するか否かは、使用従属性及び労働者性の判断を補強する要素から判断されるものと解される。原告らのいう一人親方ないし零細事業主のうち、零細事業主については、零細とは言っても、自らが事業主として労働者を雇用し、建築作業に従事させていた者であるから、これを安衛法57条の「労働者」に該当するとみることはできない。また、一人親方については、労務提供の形態や、報酬の労務に対する対価性等の具体的事情によっては、「労働者」に該当すると判断される余地がないとまではいい切れないが、本件では、一人親方と主張される各原告等につき、この点の主張・立証がないため、「労働者」に該当すると認めることはできない。

(3) 各原告に対する被告国の責任

以上によれば、昭和56年1月以降(吹付け工との関係では、昭和49年1月以降。)の労働者性が否定される者、主として屋外で作業していた者に対しては、被告国は責任を負わないが、その他の原告等との関係では、労働関係法規に基づく規制権限不行使についての責任を負う。

なお、被告国が、他の者が行った作業によって発生した石綿粉じんに曝露することによる健康障害の危険性について平成4年までは容易に認識することができたとはいえないことは上記のとおりであるが、電気保安工以外の各職種については、各職種を代表する者の尋問結果等によれば、当該職種が直接行う作業(清掃作業を含む。)だけでもかなりの量の石綿粉じんに曝露する状況にあったとみるのが相当であるから、これをもって、被告国の責任を否定し、又は減じる事情にはならないというべきである。

(4) 建基法に基づく規制権限不行使の違法性

原告らは、建基法に基づく石綿含有建材の製造禁止に関する規制権限の不行使も主張するが、石綿含有建材について適切な管理使用をとることで石綿関連疾患への罹患を予防することがおよそ不可能であるという知見が確立されたり、世界的にも管理使用ではなく石綿の製造を禁止すべきとの考えが主流となったということができないことは上記のとおりである。また、原告らは、建基法90条に基づく被告国の責任も主張するが、同条は、建設工事自体が内包する危険から周辺の住民を含む人々の生命身体を保護するために、地盤の崩壊、建築物又は工事用の工作物の倒壊等といった、工事の施工に伴い周辺の住民を含めて一般的に生じ得る危害を防止することを企図したものであって、労働者に固有の労働災害を防止するための危害防止基準の制定は、同条2項の委任の範囲に含まれないと解するのが相当であるところ、原告らが被告国において講じるべきであったと主張する各措置は、工事の施工に伴い周辺の住民を含めて一般的に生じうる危害について防止するためのものとはいえず、むしろ労働者に固有の労働災害の防止のための措置というべきであるから、これらの措置が同条2項の委任の範囲に含まれるということとはできない。

4 被告企業らの責任

(1) 被告企業らの注意義務違反について

ア 警告義務について

①クリソタイルを含めたあらゆる種類の石綿の曝露と肺がんないし中皮腫との因果関係に関する医学的知見が昭和47年の時点で確立されたといえることや、昭和50年代以降の建築作業従事者の石綿粉じん曝露の危険性の高さ、②昭和53年報告書が作成された時点で、建築現場における切断、穿孔、研磨作業などによって生じる石綿粉じん濃度は、数値の面から見ても無視することができない程度にあることが明らかとされ、昭和54年には、石綿業界の国際組織であるAIAも、石綿含有建材の高速での切断、研磨等によって、許容濃度を超える石綿粉じんが発生

することを公にし、適切なクリーニングを含む防じん措置の必要性を明らかにしており、また、石綿による肺がん及び中皮腫への罹患に長期の潜伏期間を要することが当時の時点では既に明らかになっていたこと、③建築作業従事者や、その使用者が、通常尽くすべき調査により、石綿含有建材の危険性の内容、程度及び取扱い上の注意事項を知ることができなかったというべきであること、④建築現場においては、原告等のほとんどが防じんマスクを着用していなかった上、防じんマスクの着用を命じられるどころか、そもそも防じんマスクの備付けさえされていないことを併せ考慮すると、遅くとも、昭和56年1月以降においても石綿含有建材（製品自体の用法として建築現場における加工を全く要しないものを除く。）を製造・販売しようとする者は、条理又は信義則に基づき、石綿含有建材に含有される石綿が重量比5%を超えるか否かにかかわらず、事業者及び建築作業従事者が防じんマスクの着用等石綿粉じん曝露による危険を回避する方策を講じることを実効あらしめるべく、当該建材が石綿を含有することはもとより、防じんマスクの着用等の安全対策を施さないまま石綿を含有する粉じんに曝露されたときは、がんや中皮腫など重篤な石綿関連疾患に罹患する危険があることを具体的に明示すべき注意義務を負うというべきである。そして、この注意義務は、がんや中皮腫を発症するおそれがある石綿を含有する石綿含有建材の販売者という地位自体に由来するものであるから、自らは製造に関与していなかったとしても、石綿含有建材を販売する以上は上記義務を負うと解すべきであるし、また、自社製品の市場における占有率が低いとしても、上記義務を免れるものではないと解すべきである。

一方で、屋外作業については、上記の時点においても、客観的な石綿粉じん濃度の高さを示すような研究結果等がなかったことから、被告企業らのうち、主として屋外で用いられる建材のみを製造販売した者については、当該製造販売行為から建築作業従事者が石綿関連疾患に罹患することを予見することが困難であったとい

うべきであり、上記注意義務を負わないというほかない。

他方、被告国は、昭和50年に安衛法及び安衛令を改正し、これにより、石綿を含有する製剤その他の物（ただし、石綿の含有量が重量の5%以下のものを除く。）についても、その譲渡又は提供に当たり、容器又は包装に、名称や成分等の事項の表示が義務付けられることとしたが、昭和50年表示方法通達において示された警告表示の具体的内容では、事業者はもとより、建築作業従事者にとっても、石綿粉じんが他の粉じんと質的に異なる危険性を有することや、健康障害を防止するため、防じんマスクの着用が必要不可欠であることを具体的に認識させるには全く不十分であったこと（この点は、平成元年に導入された「a」マークの表示についても同様である。）、現実の表示の在り方としても、被告企業らは、販売店へ継続的に納入するような場合には、製品には明示せずに、製品を提供する相手方に文書で通知する方法をとることが多く、この点からしても、建築作業従事者の石綿粉じん曝露防止という観点から不十分なものであった。

そうすると、被告企業らにおいて上記安衛法及び安衛令並びにこれに基づく通達に従った警告表示をしていたとしても、石綿含有建材を製造、販売する者として負う上記警告義務を尽くしたとは認め難いから、この点で、被告企業ら（主として屋外で用いられる建材のみを製造販売した者及び製品自体の用法として、建築現場における加工を全く要しない建材のみを販売していた者を除く。以下同じ。）には過失があったというべきである。また、被告企業らのうち製造物責任法が施行された平成7年7月1日以降に石綿含有建材を製造した被告企業らは、同日以降の製造行為について、同法6条により適用される民法719条の共同不法行為の要件が満たされる場合には、製造物責任法3条に基づく責任をも負うことになるというべきである。

イ 石綿不使用義務違反等について

原告らは、昭和50年には、被告企業らが石綿を使用しない義務を負っていた旨主張するが、

被告国が石綿含有建材の製造禁止措置を講じた平成15年ないし平成18年よりも前の時点において、石綿含有建材について適切な管理使用をとることで石綿関連疾患への罹患を予防することがおよそ不可能であるという知見が確立されたり、世界的にも管理使用ではなく石綿の製造を禁止すべきとの考えが主流となったということではできないから、被告企業らにおいて石綿含有建材を製造販売したこと自体をもって、石綿含有建材を製造、販売する者の安全性確保義務に違反するということはできず、原告らの上記主張は採用することができない。

(2) 民法719条1項前段に基づく共同不法行為責任の成否

原告らは、国交省データベースに石綿含有建材の製造者として掲載された者のうち主要な企業である被告企業らが、それぞれ、建築現場において集積することを当然の前提として自社の石綿含有建材を製造、販売することによって、特定の原告が現実には建築作業に従事した特定の建築現場（建築現場群）に、あまねく石綿含有建材を集積させ、石綿粉じんで汚染させたことをもって、原告等に対する加害行為（侵害行為）と捉えた上で、被告企業らの関連共同性を基礎付ける事実として、(1)危険共同体としての一体性（石綿含有建材の危険の同質性及び建築現場への集積の必然性）、(2)利益共同体としての一体性（業界団体を通じての事業活動、宣伝活動、石綿規制への抵抗等）等を主張するので、以下順次検討する。

ア 危険共同体としての一体性に関する原告らの主張について

(ア) まず、結果を発生させた原因という観点からみるに、建築作業従事者として建築作業に従事した原告等が石綿関連疾患に罹患し、又は石綿関連疾患により死亡するに至ったのは、建築作業に従事する過程で、石綿粉じんに曝露したためであると認められる。そして、当該原告等が従事した建築現場における粉じんの曝露状況は、少なくとも屋内にあっては、年代によりやや相違があるとはいえ、新築工事、改修工事及び解体

体工事のいずれについても、かつ、直接的な曝露であるか否かを問わず、許容濃度を超える状況にあったと認められるのであるから、当該原告等が石綿関連疾患に罹患し又は石綿関連疾患により死亡したのは、当該原告等がそのような建築現場において建築作業に従事し、石綿粉じんに曝露したためであると推認することが合理的であるところ、原告等は、就労期間が短い原告であっても4年、その他の原告等については、いずれもこれを相当超える長期間にわたり上記の建築作業に従事しており、その中で従事した建築現場もかなり多数に上ると認められることから、特段の事情がない限り、原告等がこうした建築現場で建築作業に従事する中で石綿関連疾患に罹患した蓋然性が高いといふべきである。

他方、①原告等が従事した工事は、新築工事、改修工事又は解体工事のいずれかであって、いずれも建物を対象とする点で共通するところ、石綿は、防火性、耐火性、防熱性、絶縁性、防音性等の性能を有し、かつ、安価であるため、内装、外装及びその他の用途において、建築材料として大量に使用されてきたと認められること、②被告企業らは、こうした石綿含有建材を製造、販売した者として国交省データベースに掲載された企業らのうち主要な企業であって、国交省データベースによれば、長期間にわたり、多種多様な石綿含有建材を製造、販売してきたと認められること、③原告らは、特定の原告等が離職した後に新たに石綿含有建材の製造、販売を開始した被告企業らとの関係では、当該被告の石綿含有建材に由来する曝露はないものとして、当該被告に対する訴えを取り下げたこと、④被告企業らが適切な警告義務を怠ったこと等の要因により、原告等は、そもそも自らが取り扱った建材が石綿含有建材であるかどうか、及び当該建材が石綿含有建材であったとした場合における当該建材を製造、販売した者が被告企業らのうちいずれであるかを特定することが極めて困難であること、⑤建築作業従事者は、自らが直接取り扱った建材から発生した石

綿粉じんのみならず、同一の建築現場において他の建築作業従事者が取り扱った建材から発生した石綿粉じんにも曝露しているところ、原告らにおいて当該他の建築作業従事者が取り扱った建材を特定することは、自ら取り扱った建材の場合以上に極めて困難であることを踏まえれば、原告等が曝露した石綿粉じんについて、被告企業らが製造、販売した石綿含有建材に由来するものであった可能性自体を否定することは困難というべきである。

(イ)しかしながら、民法719条1項前段が、結果の発生に関与した複数の行為者について、一切の減責の主張を許さず、不真正連帯責任を負わせるという法的効果をもたらすことにかんがみれば、同項前段が定める共同不法行為の要件である関連共同性についても、共同の不法行為を行った旨主張されている者らの結びつきが、損害の発生との関係において、上記効果を正当化するに足りるだけの強固なものであることが求められるというべきである。

この観点からみるに、まず、原告等は主として東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をはじめとする関東地域又は首都圏地域において建築作業に従事してきたと認められるところ、被告東洋テックスが販売したロックウール吸音板の販売先は、四国地区を担当する建材商社や問屋のほか、地元の建材販売店や工務店等であったことからすると、本件において原告らが関連共同性を有する旨主張する石綿含有建材の製造販売企業らの中には、石綿含有建材を製造、販売した場所的範囲という点において、他の企業と異なる者が存在し、原告等がこうした企業の製造、販売した石綿含有建材に由来する石綿粉じんに曝露した可能性は極めて乏しいといわざるを得ない。

また、被告企業らが製造、販売した石綿含有建材の中には、トンネル内に設置する視線誘導板として開発されて、納入先も3箇所のトンネルのみに限られていたものや、ビルや一般住宅等の建物における建築設備配管の保温工事には使用されていなかった保温材などがあることが

認められ、本件において原告等が石綿粉じんに曝露した旨主張する石綿含有建材の中には、その使用目的に照らし、多数の原告等に対してはそもそも曝露の可能性自体が認められない製品もあるといわざるを得ない。

さらに、被告企業らの中には、その製造、販売に係る石綿含有建材を取り扱う者を限定していたものがいるところ、本件全証拠を総合しても、当該各建材の施工に携わったことのある原告等は存在しないことからすると、本件において原告らが加害行為(侵害行為)として主張する被告企業らの販売行為又は製造行為の中には、現実には、原告等に対し石綿曝露の危険性を及ぼし得なかったものが含まれているといわざるを得ない。

のみならず、被告企業らの中には、その製造、販売した石綿含有建材の市場における占有率が極めて低いために、原告等の中に当該石綿含有建材に由来する石綿粉じんに曝露した者のいる可能性は、絶無とはいえないとしても、極めて低く、むしろ、上記石綿含有建材に由来する石綿粉じんには曝露しなかった原告等が大多数を占めるものと認められるものもある。

本件における原告等の職種は様々であり、従事した建築現場や用いられた石綿含有建材も同様に多種多様であったことは原告らの主張自体から明らかであるところ、上記に認定、判断したところのみを採り上げても、原告らが共同行為者であると主張する国交省データベースに掲載されている石綿含有建材の製造販売企業が製造販売した石綿含有建材のうちに、原告等が当該建材に由来する石綿粉じんに曝露した可能性がないか又はその可能性は極めて低いと考えられるものが存在すると認められる。そうすると、被告企業らが、適切な警告表示を怠ったまま石綿含有建材を製造、販売した行為があるとしても、当該行為の中には、現実には、原告等に対し石綿粉じん曝露の危険性を及ぼし得なかったものが含まれているといわざるを得ないから、民法719条1項前段の解釈としては、被告企業らが個々の原告等に対し一体的に加害行為

(侵害行為)をしたとは認め難いのであって、被告企業らに上記で説示した全部責任を正当化するに足りるだけの法的な結びつきがあったとは認めるに足りず、原告らの主張を採用することはできない。

イ 原告らのその余の主張について

原告らは、①被告企業らが、石綿含有建材が有する危険の同質性や危険の集積の必然性を認識し、その認識を共有していたことや、②被告企業らが石綿による重大な結果を未然に防ぐべく、結果回避に向けた措置を尽くすべき安全性確保義務(警告義務、石綿不使用義務)を負っていたにもかかわらず、いずれもこの義務を怠ったこと、③被告企業らが相互に他社による石綿含有建材の製造、販売行為を当然に予定し、それらを相互に利用しつつ自社製品の製造、販売を競合的かつ継続的に行っており、主観的な結びつきもあったことを挙げ、これらによっても関連共同性を認めることができる旨主張する。

しかしながら、被告企業らの主張をみると、被告企業らはそれぞれの営利性等を踏まえ判断した石綿含有建材を販売したのみである旨主張する被告企業らが相当数見受けられるところ、上記①及び③の事実を認めるに足りる証拠はない。また、上記②についても、被告企業らに求められる警告義務は、被告企業ら各自が、それぞれ石綿含有建材の製造販売者としての地位に基づき独自に負う注意義務であって、他の被告企業らとの関係で問題となる義務ではない上、本件全証拠を総合しても、被告企業らが、一体となって、上記警告義務の履行を怠ったとは認められないから、原告らの上記主張は採用することができない。

また、原告らは、被告企業らが、日本石綿協会を中核とする様々な業界団体を組織し、JIS規格により石綿含有建材の規格を統一し、公認を受け、石綿含有建材を大量に製造、販売する前提条件を作出するなど、共同意思の下に活動を推進してきたことによっても、関連共同性を認めることができる旨主張するが、本件全証拠を総合しても、被告企業ら全員が、原告らの主張

する業界団体に所属していたとは認めるに足りず、原告らの上記主張はその前提を欠くというほかない。

ウ 小括

以上の諸点を総合すると、被告企業らに、民法719条1項前段における関連共同性を認めるには足りず、同項前段の適用を認めることはできない。

(3) 民法719条1項後段に基づく被告企業らの責任の成否

民法719条1項後段は、関連共同性を欠く数人の加害行為により損害が生じ、その損害が当該数人中の誰かの行為によって生じたことは明らかであるが、誰が生じさせたか不明の場合(択一的競合)の場合において、因果関係を推定し、当該行為者に連帯して賠償責任を負わせる趣旨の規定であると解されるところ、このように、関連共同性を欠く複数の行為のいずれについても損害との間の因果関係が推定され、当該行為者において因果関係の不存在が立証されない限り、損害賠償責任を負うこととなるという効果の強さに照らすと、同項後段を適用する前提として、加害行為が到達する相当程度の可能性を有する行為をした者が、共同行為者として特定される必要があり、かつ、その特定は、各被害者ごとに個別的にされる必要があると解すべきである。

ところが、原告らは、従事してきた建築現場の種類などの個別的な事情は各原告等によって異なるにもかかわらず、加害行為が到達する可能性がゼロではない限り共同行為者に該当するとして、全ての原告等に対し、国交省データベースに掲載されている全ての石綿含有建材の製造販売企業が、共同行為者に当たると主張している(ただし、一部の原告・被告企業との関係については取下げ済み)から、原告らの主張はその前提において失当である。

また、上記(2)で述べた諸点に照らすと、各原告らが共同行為者として特定した国交省データベースに掲載されている石綿含有建材の製造販売企業の中には、加害行為が到達した相当

程度の可能性に欠けるどころか、可能性が極めて低いと考えられるものも多く含まれており、そのいずれもが、全ての原告等との関係において、加害行為が到達する相当程度の可能性を有する行為をしたと認めることはできないから、民法719条1項後段を適用又は類推適用することによって、被告企業らに連帯賠償義務を認めることはできない。

(4) 被告企業らの責任・結論

原告等に石綿関連疾患を生じさせた原因が、被告企業らが製造、販売した石綿含有建材に由来する石綿粉じんに曝露したことであるという可能性自体を否定することは困難というべきである。また、原告らは、原告等各人に損害を生じさせた被告企業らを特定することは困難であり、本件は、被害者救済という民法719条1項がまさに適用されるべき局面である旨主張するところ、原告等が長期間にわたり多様な建築現場で建築工事に従事しており、その中で接触する機会のあった石綿含有建材は多種多様であったことや、原告等が自らの石綿関連疾患の原因であるとする石綿含有建材を特定することが困難であるという背景の一端には、被告企業らを含む石綿含有建材を製造、販売した企業らが適切な警告表示を怠ってきたため、原告等が石綿の危険性を具体的に認識することが困難であったという事情も否定し難いことを踏まえれば、原告らの上記主張には、当裁判所としても、共感するところが少なくない。石綿含有建材からの石綿粉じんに曝露したことによって石綿関連疾患に罹患した我が国全体の建築作業従事者との関係でいえば、被告企業らを台む石綿含有建材の製造販売企業が製造販売した石綿含有建材は、その石綿含有量や、当該石綿の飛散可能性の程度に応じ、上記建築作業従事者が罹患した石綿関連疾患のいずれかに一定程度の寄与をしていることは否定し難いところであり、このような石綿含有建材の製造販売企業が、被害者である建築作業従事者に対して何らの責任を負わなくてもよいのかという点については疑問があるといわざるを得ない。

しかしながら、本件で問題となっているのは、被告企業らが、個々の原告等に対する関係において、民法719条1項前段又は後段により責任を負うか否かであるところ、被告企業らの間に、同項前段が要求する関連共同性を満たすだけの法的な結びつきを見出すことができず、同条後段を適用又は類推適用するに足りるだけの共同行為者の特定もされていないというほかないことは上記説示のとおりであるから、結局、原告らの被告企業らに対する請求は、いずれも理由がないといわざるを得ない。

石綿関連疾患に罹患した我が国全体の建築作業従事者との関係では、石綿含有建材の製造販売企業が、ゼネコンなどの元方事業者などと共に、一定の責任を負うべきではないかという問題は、民法を離れた立法政策の問題であるが、当該建築作業従事者が受けた被害の深刻さや、本来は副次的責任を負うにすぎない被告国のみが、血税をもって被害の一部を填補することの相当性を踏まえ、立法府及び関係当局における真剣な検討を望む次第である。

5 損害

建築現場における各作業に従事した結果、石綿関連疾患に罹患したことを前提に労災認定を受けている原告等については、建築作業に従事していた際に各作業を行った結果、石綿関連疾患に罹患したと認めるのが相当であるから、これまでの検討の過程において被告国の責任が否定される原告及び石綿肺に罹患したとは認められない3名の原告(原告1-17、原告2-38、原告2-74)を除けば、石綿関連疾患への罹患及び建築作業との因果関係を認めることができる。

また、原告らの請求は、一律の慰謝料請求であるところ、石綿関連疾患の症状、予後、治療方法によれば、石綿関連疾患は、進行性があり、又は予後不良である上、肺がん及び中皮腫については死に直結するものであるなど、いずれも重大な疾患であることが医学的に明らかにされているということができ、これに加えて、原告等の石綿関連疾患の罹患者は、息切れ等の症状に

始まる肺機能障害等が次第に重篤化していき、ついには、仕事を断念せざるを得ず、また、家族の援助・看護がなければ日常生活を送ることができないようになり、酸素吸入を必要とするようになり、安眠ができなくなったり、呼吸困難の発作が生じて入退院を繰り返したり、周囲の罹患者が次々と悲惨な最期を遂げていく状況を目の当たりにして将来に強い不安を抱いたり、家族にかかる精神的、経済的、肉体的負担に対する深い負い目にも苛まれたりするなどして、甚大な肉体的苦痛と精神的苦痛を被っていると認められ、これらが、原告等に概ね共通する被害の実態であるということが出来る。

このことなどを踏まえると、原告等について、基準慰謝料額は、じん肺法における管理区分に応じて、①管理2で合併症あり・1300万円、②管理3で合併症あり・1800万円、③管理4、肺がん、中皮腫又はびまん性胸膜肥厚・2200万円、④石綿関連疾患による死亡・2500万円とするのが相当である。

一方、原告等の石綿関連疾患という被害は、被告国の規制権限不行使だけでなく、事業者や石綿含有建材の製造販売企業による義務違反が競合して生じたものであるというべきであるところ、これらの者によって注意義務が尽くされ、建築現場における石綿粉じん曝露防止のための総合的施策が講じられている限りにおいては、被告国の規制権限行使の必要性はないものということが出来るから、建築作業従事者に対してまずもって責任を負うのは、事業者、元方事業者及び石綿含有建材の製造販売企業であって、被告国の規制権限不行使の責任は、これらの者の責任に対して後次的なものであるといわざるを得ない。そうすると、原告等の石綿関連疾患という被害に対する被告国の責任の割合は、これらの者の責任に比して低率なものにとどまるといふほかなく、具体的には、被告国は、被告国の責任が肯定される原告らに対し、それぞれの損害の3分の1（計算上端数がある場合は1円未満を四捨五入する。以下同じ。）を限度として損害賠償義務を負うにとどまると解するの

が相当である。この点、被告国は、原告等が自ら呼吸用保護具を着用していなかったことが、その健康被害の発生ないし拡大に影響を及ぼしているとして、このことを理由に被告国の責任の範囲が更に限局されるべきと主張するが、原告等の建築作業従事者は、事業者から呼吸用保護具の着用が命じられたことがないことはもちろん、建築現場には防じんマスクの備付けさえされていなかった上、そもそも、原告等を含む建築作業従事者らが石綿の危険性を認識していなかったのであるから、原告等が自ら呼吸用保護具を着用していなかったからといって、石綿関連疾患への罹患の責任が原告等自身にもあるということとはできず、被告国の主張は採用することができない。

なお、肺がん、石綿肺又はびまん性胸膜肥厚に罹患した原告等で、被告国の責任期間に10年（びまん性胸膜肥厚については、3年）以上労働者として石綿粉じん曝露作業に従事したと認められない者については、被告国が当該原告等との関係で責任を負わない期間における石綿粉じん曝露も、一定の限度でこれらの疾患の発生に寄与しているとみるべきであるから、期間に応じて慰謝料位の減額を認めるのが相当であり、具体的には、被告国の責任期間のうち、労働者としての従事期間が10年に満たない場合は1年ごとに1割（びまん性胸膜肥厚については、3分の1）ずつ慰謝料を減額するものとする。また、被告国の責任期間内に1年以上労働者として石綿粉じん曝露作業に従事したとは認められない者については、むしろ被告国の責任期間外の石綿粉じん曝露が、石綿関連疾患の発症の原因となったとみるべきであるから、この者については被告国の規制権限不行使と損害との間の因果関係がないというべきであり、被告国の責任は否定される。さらに、喫煙歴のある肺がん患者の損害賠償額を定めるについては、民法722条2項の類推適用により、これをしん酌するのが相当であり、損害額の1割を減額することとする。

弁護士費用として、以上により得られた
認容額に1割を加算する。

